

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約後公表)

役務提供について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

平成26年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約した内容

(1) 調達物品(役務)名
巡回業務委託

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等
校舎内の見回り及び異常の有無の最終確認
(学校が安全確保のために必要とする処置)

2 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

住 所(所在地): 能美市寺井町68-1

氏 名(名 称): 公益社団法人能美市シルバー人材センター

3 契約の相手方とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

4 契約年月日

平成26年4月1日

5 契約金額

664,519円

6 担当課

住 所: 能美市吉光町ト90

所 属: 石川県立寺井高等学校

連絡先: TEL 0761-58-5855 FAX 0761-58-5966